

議 案 書

令 和 6 年 3 月

第 1 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 1	令和5年度松山市一般会計補正予算（第12号）を定める専決処分の承認を求めることについて		(議) 1
2	松山市手数料条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めることについて		13
議案 1	令和5年度松山市一般会計補正予算（第13号）		17
2	令和5年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第4号）		27
3	令和5年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）		31
4	令和5年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第2号）		33
5	令和5年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）		35
6	令和5年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）		37
7	令和6年度松山市一般会計予算		(予) 1
8	令和6年度松山市競輪事業特別会計予算		17
9	令和6年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計予算		21
10	令和6年度松山市介護保険事業特別会計予算		25
11	令和6年度松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		29
12	令和6年度松山市駐車場事業特別会計予算		31
13	令和6年度松山市道後温泉事業特別会計予算		35
14	令和6年度松山市卸売市場事業特別会計予算		39
15	令和6年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計予算		43
16	令和6年度松山市鹿島観光事業特別会計予算		45
17	令和6年度松山市松山城観光事業特別会計予算		47
18	令和6年度松山市後期高齢者医療特別会計予算		51
19	令和6年度松山市公債管理特別会計予算		55
20	令和6年度松山市水道事業会計予算		(企) 1
21	令和6年度松山市簡易水道事業会計予算		45
22	令和6年度松山市工業用水道事業会計予算		93
23	令和6年度松山市下水道事業会計予算		127
24	特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について		(議) 39
25	松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について		41

26	松山市消防手数料条例の一部改正について		43
27	松山市国民健康保険条例の一部改正について		45
28	松山市介護保険条例の一部改正について		49
29	松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について		51
30	松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について		55
31	松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について		59
32	松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について		63
33	松山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について		67
34	松山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の全部改正について		71
35	松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について		73
36	松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について		75
37	松山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の全部改正について		77
38	松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の廃止について		79
39	松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について		81
40	松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について		83
41	松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について		85
42	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について		87
43	松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について		91
44	松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について		93
45	松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について		95
46	松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について		97
47	松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について		101
48	松山市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について		107
49	松山市保育所及び小規模保育事業所条例の一部改正について		109
50	松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の全部改正について		111
51	松山市公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する条例の一部改正について		113
52	松山市漁港管理条例の一部改正について		115
53	松山市手数料条例の一部改正について		117
54	松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部改正について		121

55	松山市観光レンタサイクル条例の廃止について		123
56	包括外部監査契約の締結について		125
57	松山市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和8年度・中島地域）の変更について		127
58	松山市辺地総合整備計画（令和5年度～令和9年度・旧中島町域）の変更について		131
59	消防通信指令管制システム機器等賃貸借契約等の解除に伴う損害賠償額を和解により定めることについて		133
60	公有水面埋立について（松山市南吉田町地先）		135
61	市道路線の認定及び変更について		139

(注) ページ欄中，（議）は議案書，（予）は別冊一般・特別会計予算書，（企）は別冊公営企業会計予算書を示す。

(後送予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	令和5年度松山市一般会計補正予算（第14号）		
	令和6年度松山市一般会計補正予算（第1号）		
	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について		

(追加提出予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	人権擁護委員候補者の推薦について		

承認第1号

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度松山市一般会計補正予算（第12号）を定める専決処分の承認を求める
ことについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3
項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

住民税非課税世帯支援給付金及び低所得世帯子ども加算給付金の給付により、物価高騰の影響を受けている所得の低い世帯を支援することとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和5年度松山市一般会計補正予算（第12号）を定める専決処分について

住民税非課税世帯支援給付金及び低所得世帯こども加算給付金の給付により、物価高騰の影響を受けている所得の低い世帯を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和5年度松山市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,776,497千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230,626,731千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市一般会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		57,113,554 千円	1,776,497 千円	58,890,051 千円
	2 国庫補助金	18,127,929	1,776,497	19,904,426
歳入	合計	228,850,234	1,776,497	230,626,731

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		112,311,913 千円	1,776,497 千円	114,088,410 千円
	1 社会福祉費	52,651,223	1,082,217	53,733,440
	2 児童福祉費	37,929,314	694,280	38,623,594
歳出	合計	228,850,234	1,776,497	230,626,731

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	57,113,554 千円	1,776,497 千円	58,890,051 千円
歳入 合計	228,850,234	1,776,497	230,626,731

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
3 民生費	千円 112,311,913	千円 1,776,497	千円 114,088,410	千円 1,776,497	千円	千円	千円
歳出合計	228,850,234	1,776,497	230,626,731	1,776,497			

2 歳入
 (款) 16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 総務費国庫補助金	千円 11,469,334	千円 1,776,497	千円 13,245,831	10 地方創生臨時交付金	千円 1,776,497	千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (定額) (物価高騰住民税非課税世帯支援給付金 給付事業、低所得世帯こども加算給付金 給付事業)
計	18,127,929	1,776,497	19,904,426	--	--	--

3 歳出
(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
23 臨時特別給 付金費	千円 8,116,991	千円 1,082,217	千円 9,199,208	千円 国庫支出金 1,082,217	3 職員手当等 10 需用費 消耗品費 印刷製本費	千円 800 880 300 580	千円 1,082,217
					11 役務費 通信運搬費 手数料	7,087 5,932 1,155	
					12 委託料	23,450	
					18 負担金補助 及び交付金	1,050,000	
計	52,651,223	1,082,217	53,733,440	-	-	-	-

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 児童手当費	千円 11,551,013	千円 694,280	千円 12,245,293	千円 国庫支出金 694,280	3 職員手当等 10 需用費	千円 2,532 790	千円 694,280
					低所得世帯こども加算給付金給 付事業		

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
	千円	千円	千円	千円			
					消耗品費	千円 400	
					印刷製本費	390	
					11 役務費	4,628	
					通信運搬費	3,198	
					手数料	1,430	
					12 委託料	36,330	
					18 負担金補助 及び交付金	650,000	
計	37,929,314	694,280	38,623,594	—	—	—	—

補正予算給与費明細書(松山市一般会計)

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)			
補正後	(697) 3,640	667,506	13,478,641	8,445,719	4,283,812	22,591,866	
補正前	(697) 3,640	667,506	13,478,641	8,442,387	4,283,812	22,588,534	
比較	(0) 0	0	0	3,332	0	3,332	

※()内は短時間勤務職員数を外書きしたものです。

職員手当の内訳	区分		休日勤務手当 (千円)
	時間外勤務手当 (千円)	時間外勤務手当	
補正後	1,274,512	191,264	
補正前	1,271,312	191,132	
比較	3,200	132	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与		給与		合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)		
補正後	(39) 2,934	12,017,880	7,898,796	19,916,676	3,911,628	23,828,304	
補正前	(39) 2,934	12,017,880	7,895,464	19,913,344	3,911,628	23,824,972	
比較	(0) 0	0	3,332	3,332	0	3,332	

※()内は短時間勤務職員数を外書きましたものです。

職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
	補正後	1,178,165	191,264
補正前	1,174,965	191,132	
比較	3,200	132	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給				与			合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	費 計 (千円)	共 済 費 (千円)				
補正後	(658) 706	667,506	1,460,761	546,923	2,675,190	372,184	3,047,374			
補正前	(658) 706	667,506	1,460,761	546,923	2,675,190	372,184	3,047,374			
比較	(0) 0	0	0	0	0	0	0			

※()内は短時間勤務職員数を外書きしたものです。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当	3,332	その他の増減分 3,332		

承認第2号

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

戸籍法等の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第3号

令和6年1月12日

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例の一部を改正する条例を定める専決処分について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号コ中「その他書類」の次に「又は届書等情報の内容」を加え、「書類1件」を「1件」に改め、同号コを同号シとし、同号ケ中「戸籍届書記載事項証明手数料」を「届書その他書類の記載事項又は届書等情報の内容の証明手数料」に改め、同号ケを同号サとし、同号中クをコとし、キをケとし、ケの前に次のように加える。

ク 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（手数料省令第1条の2に規定する方法により発行する場合及び同一の事項に関する証明をする事務であつてオ又はカに掲げる手数料に係るものと同時に発行する場合を除く。） 1件につき 700円

第2条第1項第1号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号。クにおいて「手数料省令」という。）第1条の2に規定する方法により発行する場合及び同一の事項に関する証明をする事務であつてア又はイに掲げる手数料に係るものと同時に発行する場合を除く。） 1件につき 400円

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

（専決処分理由）

戸籍法等の改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料等を定めることに

ついて緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う。

議案第1号

令和5年度松山市一般会計補正予算（第13号）

令和5年度松山市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,232,212千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238,858,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		68,553,000 千円	1,500,000 千円	70,053,000 千円
	1 市民税	30,652,000	1,000,000	31,652,000
	2 固定資産税	31,613,000	200,000	31,813,000
	4 市たばこ税	3,000,000	200,000	3,200,000
	6 事業所税	1,725,000	100,000	1,825,000
7 地方消費税交付金		11,500,000	300,000	11,800,000
	1 地方消費税交付金	11,500,000	300,000	11,800,000
11 地方特例交付金		366,000	137,100	503,100
	1 地方特例交付金	366,000	137,100	503,100
12 地方交付税		22,682,000	1,475,800	24,157,800
	1 地方交付税	22,682,000	1,475,800	24,157,800
14 分担金及び負担金		1,337,426	3,467	1,340,893
	1 分担金	58,844	3,467	62,311
16 国庫支出金		58,890,051	1,157,379	60,047,430
	1 国庫負担金	38,863,171	200,000	39,063,171
	2 国庫補助金	19,904,426	957,379	20,861,805
17 県支出金		17,634,724	289,214	17,923,938

	1 県負担金	12,048,114	100,000	12,148,114
	2 県補助金	4,589,251	189,214	4,778,465
18 財産収入		77,847	54,307	132,154
	1 財産運用収入	44,155	44,307	88,462
	2 財産売却収入	33,692	10,000	43,692
19 寄附金		1,700,000	220,051	1,920,051
	1 寄附金	1,700,000	220,051	1,920,051
20 繰入金		17,506,645	224,000	17,730,645
	1 基金繰入金	17,473,680	224,000	17,697,680
22 諸収入		9,437,002	713,594	10,150,596
	4 雑入	4,768,455	713,594	5,482,049
23 市債		13,042,600	2,157,300	15,199,900
	1 市債	13,042,600	2,157,300	15,199,900
	歳 入 合 計	230,626,731	8,232,212	238,858,943

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,823,979 千円	3,119,512 千円	18,943,491 千円
	1 総務管理費	11,384,291	3,001,424	14,385,715
	2 徴税費	3,076,197	109,750	3,185,947

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費	1,023,196 千円	8,338 千円	1,031,534 千円
		114,088,410	413,842	114,502,252
	1 社会福祉費	53,733,440	413,842	54,147,282
4 衛生費		21,432,618	216,314	21,648,932
	1 保健衛生費	4,397,924	12,258	4,410,182
	2 保健所費	10,349,221	4,056	10,353,277
6 農林水産業費	3 清掃費	6,685,473	200,000	6,885,473
		3,593,495	97,201	3,690,696
	1 農業費	1,141,452	44,014	1,185,466
7 商工費	2 農業土木費	1,517,672	53,120	1,570,792
	3 林業費	373,816	67	373,883
		10,552,482	664,977	11,217,459
8 土木費	1 商工費	8,783,502	658,977	9,442,479
	2 観光費	1,768,980	6,000	1,774,980
		19,288,516	513,142	19,801,658
	2 道路橋梁費	3,517,922	220,600	3,738,522
	4 港湾費	566,869	14,084	580,953
	5 都市計画費	11,058,149	277,743	11,335,892
	7 公園緑地費	685,505	715	686,220

9 消防費		6,833,743	152,415	6,986,158
	1 消防費	6,833,743	152,415	6,986,158
10 教育費		19,215,896	3,054,809	22,270,705
	1 教育総務費	2,091,393	300,000	2,391,393
	2 小学校費	4,150,739	1,365,432	5,516,171
	3 中学校費	2,411,986	1,389,377	3,801,363
歳 出	合 計	230,626,731	8,232,212	238,858,943

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
障がい者相談支援業務委託	令和3年度～令和6年度	210,000	令和3年度～令和6年度	224,000
西クリーンセンター整備・運営事業	平成21年度～令和14年度	38,691,700	平成21年度～令和14年度	39,082,900
ふるさと納税支援業務委託	令和4年度～令和7年度	411,100	令和4年度～令和7年度	467,500

第3表 繰越明許費補正（松山市一般会計）

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	総合コミュニケーションセンター建物改修事業	60,000 千円
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務事業	60,000
3 民生費	1 社会福祉費	防犯灯LED化促進事業	30,000
		交通安全対策事業	20,000
	2 児童福祉費	物価高騰住民税非課税世帯支援給付金給付事業	3,210,000
		私立保育施設等整備事業	290,000
4 衛生費	1 保健衛生費	低所得世帯こども加算給付金給付事業	450,000
		児童館等管理運営事業	30,000
		公立保育所整備事業	40,000
	2 保健所費	共同給水施設補助事業	40,000
		水道事業会計出資金	190,000
		簡易水道事業会計出資金	10,000
		斎場整備事業	130,000
6 農林水産業費	2 保健所費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	500,000
1 農業費	豪雨災害被災農業者緊急支援事業	30,000	
	畜産配合飼料価格高騰対策支援事業	50,000	
	土地改良事業	480,000	
2 農業土木費	団体営土地改良事業	90,000	
	3 林業費	林道整備事業	60,000

款	項	業	事	業	名	金額
4	水産	業	費	費	水産基盤整備事業	50,000千円
					漁港整備事業	190,000
7	商工		費		プレミアム付商品券及び賃上げ応援奨励金事業	1,260,000
8	土木	管	理	費	耐震改修等補助事業	100,000
					道路橋梁	1,410,000
3	河	川	費		河川等整備事業	510,000
5	都	市	画	費	地籍調査事業	200,000
					松山広域都市計画変更調査事業	30,000
					開発行為等許可事務事業	30,000
					特殊地下壕対策事業	60,000
					都市計画整備事業	630,000
					松山駅周辺整備事業	920,000
					街路整備事業	160,000
					下水道事業会計負担金	70,000
					城山公園整備事業	110,000
					市営住宅建設事業	250,000
7	公	園	費		公園管理事業	20,000
9	消	防	費		消防施設整備事業	20,000
10	教	育	費	費	小学校施設整備事業	1,480,000
					中学校施設整備事業	1,570,000
5	社	会	費		公民館施設整備事業	200,000

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	6 保健体育費	青少年センター管理運営事業	30,000 千円
		野外活動センター管理運営事業	30,000
	1 農林水産施設災害復旧費	学校施設整備事業	50,000
		中央公園施設整備事業	180,000
		農林土木災害復旧事業	540,000
	2 土木施設災害復旧費	林道災害復旧事業	100,000
		道路橋梁災害復旧事業	350,000
		河川等災害復旧事業	60,000
	3 教育施設災害復旧費	公園施設災害復旧事業	40,000
		野外活動センター施設災害復旧事業	40,000
	5 市有財産災害復旧費	市有財産災害復旧事業	20,000

第4表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産基盤整備事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省、地方公共 団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 借入時期 令和5年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れることができる。 	年5% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還、償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 財務省、地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは、その融通 条件によることができる。 	千円	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
	520,000				570,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
道路建設等事業	970,000	同上	同上	同上	1,080,000	同上	同上	同上
港湾等建設事業	140,000	同上	同上	同上	160,000	同上	同上	同上
都市計画事業	1,760,000	同上	同上	同上	1,810,000	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	1,770,000	同上	同上	同上	3,720,000	同上	同上	同上

議案第2号

令和5年度松山市競輪事業特別会計補正予算(第4号)

令和5年度松山市競輪事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表債務負担行為補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市競輪事業特別会計）

1 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
松山競輪開催に伴う競輪選手等への給食業務委託	令和3年度～令和8年度	180,000 千円	令和3年度～令和8年度	192,000 千円

第2表 繰越明許費補正（松山市競輪事業特別会計）

1 追加

款	項	事	業	名	額
1 競輪	費	1 開	費	施設維持管理事業	20,000 千円

議案第3号

令和5年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ596,894千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,446,339千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		376,050 千円	595,132 千円	971,182 千円
	1 繰越金	376,050	595,132	971,182
9 財産収入		0	1,762	1,762
	1 財産運用収入	0	1,762	1,762
歳入	合計	52,849,445	596,894	53,446,339

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		0 千円	596,894 千円	596,894 千円
	1 基金積立金	0	596,894	596,894
歳出	合計	52,849,445	596,894	53,446,339

議案第4号

令和5年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算(第2号)

令和5年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市道後温泉事業特別会計）

1 追加

款	項	事業費	事業費	事業名	金額
1 温泉事業費	1 温泉事業費			総務管理事業	30,000 千円

議案第5号

令和5年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)

令和5年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市卸売市場事業特別会計）

1 追加

款	項	事業費	事業名	金額
1 卸売市場事業費	1 市場事業費	費	青果部市場施設整備事業	140,000 千円
			水産物部市場施設整備事業	10,000

議案第6号

令和5年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市松山城観光事業特別会計）

1 追加

款	項	事業名	金額
2 松山城管理費	1 松山城管理費	松山城管理事業	30,000千円

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和43年条例第42号)の一部を次のように改正する。

付則第17項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

(松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第45号)の一部を次のように改正する。

付則第7項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(松山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 松山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「(会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。))を除く。次条において同じ。))」を削る。

第10条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。第23条において同じ。))を除く。))」を加える。

(提案理由)

市長等の給与の減額措置を引き続き行うため、本案を提出する。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松山市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」及び「同欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第4条第1項第2号中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2の1の項中「法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報」を「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報」に、「法別表第2の9の項に規定する生活保護関係情報」を「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報」に、「法別表第2の9の項に規定する中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報」に、「法別表第2の10の項に規定する障害者関係情報」を「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報」に改め、同表の2の項中「法別表第2の13の項に規定する児童扶養手当関係

情報」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報」に、「法別表第2の16の項に規定する特別児童扶養手当関係情報」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報」に改め、同表の9の項中「法別表第2の26の項に規定する児童手当関係情報」を「児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報」に、「法別表第2の1の項に規定する介護保険給付等関係情報」を「介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報」に、「法別表第2の1の項に規定する医療保険給付関係情報」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」に改め、「（昭和39年法律第134号）」を削る。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防手数料条例の一部改正について

松山市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市消防手数料条例の一部を改正する条例

松山市消防手数料条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表1中 「

1, 180, 000円
1, 410, 000円

」 を 「

1, 450, 000円
1, 720, 000円

」 に、「1, 5

90, 000円」を「1, 920, 000円」に、「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に、「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に、「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に、「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に、「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改める。

別表4 高圧ガス保安法（以下この表において「法」という。）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可（以下この表において「製造の許可」という。）の申請に対する審査の部法第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備のみを使用して高圧ガス

の製造をする者に限る。）の款中 「

処理容積が1, 000万立方メートル以上の設備	91, 000
-------------------------	---------

」

円」を 「

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「液化石油ガス法」という。）第37条の4第1項の規定に基づく許可を受けた設備（以下「第37条の4許可設備」という。）	6, 000円
処理容積が1, 000万立方メートル以上の設備（第37条の4許可設備を除く。）	91, 000円

」 に、「未満の設備」

を「未満の設備（第37条の4許可設備を除く。）」に改め、同表中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「液化石油ガス法」という。）」を「液化石油ガス法」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防手数料の適正化を図るため、本案を提出する。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市国民健康保険条例の一部改正について

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松山市国民健康保険条例（昭和35年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第22条」を「第7条」に改め、「愛媛県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに愛媛県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条後段を削る。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係

る」を削り、同項第2号及び第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の2から第15条の5までを次のように改める。

第15条の2から第15条の5まで 削除

第15条の6中「又は第15条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条において同じ。）」を削る。

第15条の7の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「うち一般被保険者に係る」を「うち」に改め、同条第1号中「であつて、愛媛県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の8の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に」を「被保険者に」に改め、同条後段を削る。

第15条の9の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の10の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「額を」の次に「被保険者に係る」を加え、同項第2号及び第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の11から第15条の14までを次のように改める。

第15条の11から第15条の14まで 削除

第15条の15中「又は第15条の11」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の8の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条において同じ。）」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第15条の16第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第18条第1項中「、第15条の2」、「若しくは第15条の11」及び「若しくは第15条の4」を削り、同条第2項中「、第15条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第15条の11」及び「若しくは第15条の4」を削る。

第19条第1項中「又は第15条の2」を削り、同条第3項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の11」を削り、同条第4項中「又は第15条の2」を削る。

第19条の3第1項中「又は第15条の4」を削り、同条第3項中「又は第15条の4」及び「又は第15条の13」を削り、同条第4項第1号中「又は第15条の4」を削り、同条第6項中「又は第15条の4」及び「又は第15条の13」を削る。

第19条の4第1項中「又は第15条の2」を削り、同条第3項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の11」を削り、同条第4項及び第5項中「又は第15条の2」を削り、同条第7項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の11」を削り、同条第8項中「又は第15条の2」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松山市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令等の改正に伴い、後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市介護保険条例の一部改正について

松山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市介護保険条例の一部を改正する条例

松山市介護保険条例（平成12年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「39,900円」を「36,300円」に改め、同項第2号中「55,860円」を「51,870円」に改め、同項第3号中「58,250円」を「54,660円」に改め、同項第9号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同項第10号ア中「600万円」を「620万円」に改め、同項第11号ア中「800万円」を「820万円」に改め、同項第12号ア中「1,000万円」を「1,020万円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,940円」を「22,740円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

第1号被保険者に係る令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定めるため、本案を提出する。

1. 關於...
2. 關於...
3. 關於...

4. 關於...
5. 關於...

6. 關於...

7. 關於...
8. 關於...
9. 關於...
10. 關於...
11. 關於...
12. 關於...
13. 關於...
14. 關於...
15. 關於...
16. 關於...
17. 關於...
18. 關於...
19. 關於...
20. 關於...
21. 關於...
22. 關於...
23. 關於...
24. 關於...
25. 關於...
26. 關於...
27. 關於...
28. 關於...
29. 關於...
30. 關於...
31. 關於...
32. 關於...
33. 關於...
34. 關於...
35. 關於...
36. 關於...
37. 關於...
38. 關於...
39. 關於...
40. 關於...
41. 關於...
42. 關於...
43. 關於...
44. 關於...
45. 關於...
46. 關於...
47. 關於...
48. 關於...
49. 關於...
50. 關於...

51. 關於...
52. 關於...
53. 關於...
54. 關於...
55. 關於...
56. 關於...
57. 關於...
58. 關於...
59. 關於...
60. 關於...
61. 關於...
62. 關於...
63. 關於...
64. 關於...
65. 關於...
66. 關於...
67. 關於...
68. 關於...
69. 關於...
70. 關於...
71. 關於...
72. 關於...
73. 關於...
74. 關於...
75. 關於...
76. 關於...
77. 關於...
78. 關於...
79. 關於...
80. 關於...
81. 關於...
82. 關於...
83. 關於...
84. 關於...
85. 關於...
86. 關於...
87. 關於...
88. 關於...
89. 關於...
90. 關於...
91. 關於...
92. 關於...
93. 關於...
94. 關於...
95. 關於...
96. 關於...
97. 關於...
98. 關於...
99. 關於...
100. 關於...

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について

松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

記

松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例

松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号，第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。），第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき，指定居宅サービス事業者の指定等を行うことができる者並びに指定居宅サービスの事業及び基準該当居宅サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は，法で使用する用語の例によるほか，次の各号に掲げる用語の区分に従い，当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定通所介護 指定居宅サービスに該当する通所介護をいう。
- (2) 共生型通所介護 通所介護に係る共生型居宅サービス（法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 基準該当通所介護 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービスをいう。
- (4) 指定通所リハビリテーション 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーショ

ンをいう。

(5) 指定短期入所生活介護 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護をいう。

(6) 共生型短期入所生活介護 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービスをいう。

(7) 基準該当短期入所生活介護 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービスをいう。

(8) 指定短期入所療養介護 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護をいう。

(9) 指定特定施設入居者生活介護 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護をいう。

(指定居宅サービス事業者の指定等を行うことができる者)

第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る法第41条第1項本文の指定の申請の場合は、この限りでない。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 指定居宅サービスの事業及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）（同令第103条（同令第105条の3、第109条、第119条、第140条（同令第140条の13において準用する場合を含む。））、第140条の15、第140条の32、第155条（同令第155条の12において準用する場合を含む。））、第192条及び第192条の12において準用する場合を含む。）を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同令第39条第2項（同令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、第53条の3第2項（同令第58条において準用する場合を含む。）、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項（同令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項、第139条の3第2項（同令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項（同令第155条の12において準用する場合を含む。）、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項（同令第206条において準用する場合を含む。）及び第215条第2項中「2年間」とあるの

は「5年間」と、同令第181条第2項（同令第192条の12において準用する場合を含む。）中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者に提供しなければならない」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第5条 指定通所介護，共生型通所介護，基準該当通所介護，指定通所リハビリテーション，指定短期入所生活介護，共生型短期入所生活介護，基準該当短期入所生活介護，指定短期入所療養介護又は指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、地震，風水害及び当該事業所の周辺地域の環境，立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制，避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者にも周知するとともに、避難，救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該事業所において当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧，飲料水，医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について

松山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように定める。

記

松山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
松山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号，第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。），第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき，指定介護予防サービス事業者の指定等を行うことができる者，指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は，法で使用する用語の例によるほか，次の各号に掲げる用語の区分に従い，当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーションをいう。

(2) 指定介護予防短期入所生活介護 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護をいう。

(3) 共生型介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。）をいう。

(4) 基準該当介護予防短期入所生活介護 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービスをいう。

(5) 指定介護予防短期入所療養介護 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護をいう。

(6) 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。

（指定介護予防サービス事業者の指定等を行うことができる者）

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る法第53条第1項本文の指定の申請の場合は、この限りでない。

（人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第4条 指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）（同令第120条の4（同令第142条（同令第159条において準用する場合を含む。）、第166条、第185条、第195条（同令第210条において準用する場合を含む。）、第245条及び第262条において準用する場合を含む。）を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同令第54条第2項（同令第61条において準用する場合を含む。）、第73条第2項、第83条第2項、第92条第2項、第122条第2項、第141条第2項（同令第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。）

む。)、第194条第2項(同令第210条において準用する場合を含む。)、第244条第2項、第261条第2項、第275条第2項(同令第280条において準用する場合を含む。)及び第288条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と、同令第237条第2項(同令第262条において準用する場合を含む。)中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該利用者から申出があつたときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者に提供しなければならない」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(非常災害対策)

第5条 指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所生活介護、共生型介護予防短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護、指定介護予防短期入所療養介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「事業者」という。)は、地震、風水害及び当該事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所防災計画」という。)を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。

5 事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該事業所において当面の避難生活をするができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改正するため、本案を提出する。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について

松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

記

松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第52号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号（法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定等を行うことができる者並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定地域密着型通所介護 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護をいう。
- (2) 共生型地域密着型通所介護 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。）をいう。
- (3) 指定療養通所介護 指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な

ものを対象者とし、療養通所介護計画（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）第40条の9第1項に規定する療養通所介護計画をいう。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。

- (4) 指定認知症対応型通所介護 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護をいう。
- (5) 指定小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護をいう。
- (6) 指定認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護をいう。
- (7) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。
- (8) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。
- (9) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。
- (10) 指定看護小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービスに該当する看護小規模多機能型居宅介護（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。第4条において同じ。）をいう。

（入所定員）

第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

（指定地域密着型サービス事業者の指定等を行うことができる者）

第4条 法第78条の2第4項第1号（法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る法第78条の2第1項（法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の申請を行う場合に限る。）と

する。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、基準省令(基準省令第32条(基準省令第37条の3、第40条の16、第61条、第129条、第157条及び第169条において準用する場合を含む。))及び第82条の2(基準省令第108条及び第182条において準用する場合を含む。))を除き、基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項(基準省令第37条の3において準用する場合を含む。)、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項(基準省令第169条において準用する場合を含む。))及び第181条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と、基準省令第95条第2項、第116条第2項及び第135条第2項(基準省令第169条において準用する場合を含む。))中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者に提供しなければならない」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(非常災害対策)

第6条 指定地域密着型通所介護、共生型地域密着型通所介護、指定療養通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「事業者」という。)は、地震、風水害及び当該事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所防災計画」という。)を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的な、これらの体制について従業者及び利用者へ周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を

行わなければならない。

- 3 事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該事業所において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について

松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように定める。

記

松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第53号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号（法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。）並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等を行うことができる者並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護をいう。

(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。

(3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等を行うことができる者)

第3条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）（同令第30条及び第58条の2（同令第85条において準用する場合を含む。）を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と、同令第75条第2項中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者に提供しなければならない」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(非常災害対策)

第5条 指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、地震、風水害及び当該事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者にも周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

- 3 事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該事業所において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改正するため、本案を提出する。

1. 第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の
全部改正について

松山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次の
ように定める。

記

松山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
松山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年条例第54号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第86条第1項並びに第8
8条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定に必要な入所定員
並びに指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、介護保険法で使用する用語の例による。

（入所定員）

第3条 介護保険法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもの
のほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省
令第39号）（同令第26条（同令第49条において準用する場合を含む。）を除き、
同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準と
する。この場合において、同令第3条第1項第1号イ中「入所者への指定介護福祉施設
サービスの提供上必要と認められる場合は、2人」とあるのは「入所者相互の視線の遮
断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる
場合は、2人以上4人以下」と、同令第8条第2項（同令第49条において準用する場
合を含む。）中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該入所

者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供しなければならない」と、同令第37条第2項（同令第49条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第5条 指定介護老人福祉施設は、地震、風水害及び当該指定介護老人福祉施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 指定介護老人福祉施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び入所者が当該指定介護老人福祉施設において当面の避難生活をするができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を改正するため、本案を提

出する。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の全部改正について

松山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

記

松山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

松山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は，介護保険法（平成9年法律第123号）第97条第1項から第3項までの規定に基づき，介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は，介護保険法で使用する用語の例による。

（人員，施設及び設備並びに運営に関する基準）

第3条 介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準は，次条に定めるもののほか，介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）（同令第28条（同令第50条において準用する場合を含む。）を除き，同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって，その基準とする。この場合において，同令第9条第2項（同令第50条において準用する場合を含む。）中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに，当該入所者から申出があったときは，文書の交付その他適切な方法により，記録したサービスの内容等を当該入所者に提供しなければならない」と，同令第38条第2項（同令第50条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間」とするほか，必要な技術的読替えは，規則で定める。

(非常災害対策)

第4条 介護老人保健施設は、地震、風水害及び当該介護老人保健施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該介護老人保健施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 介護老人保健施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 介護老人保健施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 介護老人保健施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び入所者が当該介護老人保健施設において当面の避難生活をする事ができるように、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について

松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

記

松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定等を行うことができる者並びに指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定居宅介護支援事業者の指定等を行うことができる者）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（人員及び運営に関する基準）

第4条 指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同令第29条第2項（同令第30条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について

松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように定める。

記

松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号（法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。）並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定等を行うことができる者、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定介護予防支援事業者の指定等を行うことができる者）

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第4条 指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果

的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同令第28条第2項（同令第32条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改正するため、本案を提出する。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の全部改正について

松山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

記

松山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

松山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は，介護保険法（平成9年法律第123号）第111条第1項から第3項までの規定に基づき，介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は，介護保険法で使用する用語の例による。

（人員，施設及び設備並びに運営に関する基準）

第3条 介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準は，次条に定めるもののほか，介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）（同令第32条（同令第54条において準用する場合を含む。）を除き，同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって，その基準とする。この場合において，同令第13条第2項（同令第54条において準用する場合を含む。）中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに，当該入所者から申出があったときは，文書の交付その他適切な方法により，記録したサービスの内容等を当該入所者に提供しなければならない」と，同令第42条第2項（同令第54条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間」とするほか，必要な技術的読替えは，規則で定める。

（非常災害対策）

第4条 介護医療院は、地震、風水害及び当該介護医療院の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該介護医療院の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 介護医療院は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 介護医療院は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 介護医療院は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 介護医療院は、非常災害が発生した場合に従業者及び入所者が当該介護医療院において当面の避難生活をするができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の
廃止について

松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止
する条例を次のように定める。

記

松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を
廃止する条例

松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
24年条例第56号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を廃止するため、本案を提
出する。

1950年

1951年

1952年

1953年

1954年

1955年

1956年

1957年

1958年

1959年

1960年

1961年

1962年

1963年

1964年